TPP交渉参加国の公的医療保険制度等
（概要）

平 成 ２ ４ 年 ３ 月 ２ ８ 日
外　　　務　　　省

国名	公的医療保険制度等の概要
豪州	税支出により、国民全般を対象とする公的医療保障制度があり、給付の対象やその具体的な給付額については政府により決定されている。
ブルネイ	税支出により、国立病院は無料（初診料のみ１ドル支払う）。
チリ	公的保険として，国民の７０％が加入する国立健康基金（FONASA）がある。
マレーシア	税支出により、公立医療機関における国民の医療費負担は軽減されている。
Ｎ　Ｚ	税支出による個人傷害補償が存在（公立医療施設における医療費は無料）。
ペルー	公的医療保険には，労働者に対する保険及び貧困層を対象とした保険（併せて国民の５８％が加入）のほか，現業公務員（軍及び警察）を対象とした保険の二種類がある。公的医療保険が適用される医療機関は健康保険病院等に限定されており、当該医療機関で提供される医療行為はすべて各公的医療保険の対象となる。
シンガポール	医療費を賄う制度として，労使で医療目的等に用途を限定した個人口座に積み立てた資金を医療費に充当する制度が中心としてある。
米　国	公的医療保険としては高齢者と障害者を対象とする公的医療保険（メディケア）及び一定の条件を満たす低所得者への公的扶助制度（メディケイド）がある。
ベトナム	全国民に公的医療保険への加入義務あり。